日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2016.10.10
No.16-018

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

不当労働行為裁判

最高裁判断により
東京高裁判決 確定

解雇回避努力せず「ウソによる恫喝」
違法行為として断罪

2015 年 6 月 28 日 高裁判決確定の意義

東京高裁の判決文(要旨)は、「争議権の確立は、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段となるもの。労働組合にとって最も根幹的な権利の一つである。そのような意義を持つ争議権の確立を目指して組合員投票をおこなうことは、組合そのものを問う極めて重要な組合活動である。

憲法 28 条で団結権が保障されている。憲法は会社存続を優先する訳ではなく、会社が労働組合に介入する事を認めていない。

会社が破綻し、会社更生法の下での再建中という非常事態であっても、支援機構の発言は労働組合の主体性、自主性、独立性を阻害するものであり、法律で禁じられている労働組合の運営に介入する行為であり、不当労働行為である」と明確に断罪しました。

更に判決文では、「会社が存立のため、争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかないのであって、その様な妥協を図る方法によることなく、一方的に労働組合の運営に重要な影響を及ぼすようなことを述べるなどして、その運営に介入しようとすること

は、労働組合の自主性や独立性を脅かすものであって、労働組合 7 条 3 号が禁止している所と言うべきである。」と指摘しました。

これに対し、植木社長以下日本航空の経営者（上告および申立人代表者：代表取締役植木義晴）は、最高裁に上告しましたが 2016 年 9 月 23 日に会社主張は棄却され、東京高裁判決が確定しました。

高裁判決が確定されたことにより、現在の経営者の考え方・対応が、「違法」である事実が明らかになりました。

（整理解雇問題について協議中の日本航空経営の不当労働行為について、
組合は 2010 年 12 月 8 日の都労委提訴。6 年を超える闘いが最高裁で決着）

世界一を目指すと公言するならば、日航経営は痛切に反省し、早急に違法状態を是正しなければなりませんし、違法行為の下で行われた整理解雇問題を解決しなければならない責務があると言えるでしょう。

また、東京高裁の確定判決内容「労働組合が求めるところも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかない」を、日本航空の経営者は深く噛み締める事が必要です。

職場・原告団代表の声

「解雇は違法行為のもと行われたことが明らかになった」

「日本航空が解雇を強行する過程で不当労働行為が有った事が最高裁で確定した。改めて解雇の正当性が問われる」

「高稼働状況で空の安全に危惧」

「日航経営に誠実な労使交渉が求められる」

皆さん
2016年度も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します
今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団HP日程参照

＊東京地裁：10月26日(水)
マタハラ裁判　第七回口頭弁論
527号法廷　11:00～
報告集会予定あり
「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」
会則　・9月2日要請書　・お願い・署名用紙

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。